

## 神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」（以下、「要領」という。）により、神崎市指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

### 記

[西日本電信電話株式会社]

#### 1 指名停止対象事業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 森林正彰

(大阪府大阪市都島区東野田町4-15-82)

登録業種：電気通信工事、物品

期 間：令和4年11月11日～令和5年2月24日（3.5ヶ月）

#### 2 指名停止の理由

広島県教育委員会が発注する特定コンピュータ機器の賃貸において、遅くとも平成29年7月14日以降、同じく、広島市が発注する特定コンピュータ機器の納入及び賃貸において、遅くとも平成28年5月20日以降、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けたため。

#### 3 指名停止期間の根拠

別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については3.5ヶ月とする。

#### 4 令和2年・3年度受注実績

令和2年度 3件

令和3年度 1件

[株式会社大塚商会]

1 指名停止対象事業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：株式会社大塚商会

代表取締役社長 大塚裕司

(東京都千代田区飯田橋2-18-4)

登録業種：物品

期 間：令和4年11月11日～令和5年2月24日（3.5ヶ月）

2 指名停止の理由

広島県教育委員会が発注する特定コンピュータ機器の賃貸において、遅くとも平成29年7月14日以降、同じく、広島市が発注する特定コンピュータ機器の納入及び賃貸において、遅くとも平成28年5月20日以降、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については3.5ヶ月とする。

4 令和2年・3年度受注実績

令和2年度 なし

令和3年度 なし

[中外テクノス株式会社]

1 指名停止対象事業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：中外テクノス株式会社

代表取締役 福馬聡之

(広島県広島市西区横川新町9-12)

登録業種：建設コンサルタント(廃棄物、鋼構造及びコンクリート、建設環境)

期間：令和4年11月11日～令和5年4月10日(5ヶ月)

2 指名停止の理由

広島市が発注する特定コンピュータ機器の納入及び賃貸において、遅くとも平成28年5月20日以降、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けたため。

3 指名停止期間の根拠

別表第2第6号(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については5ヶ月とする。

4 令和2年・3年度受注実績

令和2年度 なし

令和3年度 なし

神崎市役所 総務企画部

財政課 契約管財係

直通：0952-37-0101

mail：zaisei@city.kanzaki.lg.jp